

令和4年第9回生駒市選挙管理委員会 会議録要旨

1 開催日時 令和4年7月10日午前6時30分～午前6時55分

2 開催場所 生駒市役所4階404会議室

3 出席委員 委員長 辻本丈夫

委員 谷村完次

委員 前場トモ子

委員 新田博司

4 事務局出席 事務局長 竹本好文 書記 福田哲也

5 議案

議案第42号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第43号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第44号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第45号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第47号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第48号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第49号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第50号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第51号 専決処分につき承認を求めるについて

原案のとおり決定しました。

議案第52号 選挙人名簿の登録の抹消について

原案のとおり決定しました。

〔協議事項〕

なし

〔その他〕

なし

令和4年第9回 生駒市選挙管理委員会 議案

(※個人情報の部分については省略している場合があります。)

令和4年第9回生駒市選挙管理委員会会議次第

とき 令和4年7月10日 午前6時30分

ところ 生駒市役所4階 404会議室

1 開会宣言

2 審議事項

議案第42号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第43号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第44号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第45号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第46号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第47号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第48号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第49号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第50号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第51号 専決処分につき承認を求めるについて

議案第52号 選挙人名簿の登録の抹消について

3 協議事項

4 その他

5 閉会宣言

議案第 42 号

専決処分につき承認を求ることについて

公職選挙法第38条第1項の規定に基づいて、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人の選任について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻本 丈夫

専第 8 号

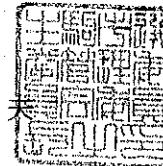
専 決 処 分 書

公職選挙法第38条第1項の規定により、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人に別紙のとおり2名を選任することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により専決処分する。

令和4年6月24日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈



議案第 43 号

専決処分につき承認を求めることについて

公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて適用する同法施行令第25条の規定により、第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所の職務代理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻本 丈夫

専第 9 号

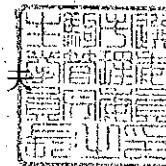
専 決 処 分 書

公職選挙法第施行令第49条の7の規定により読み替えて適用する同法施行令第25条の規定により、第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所の職務代理者を変更し、その旨別紙のとおり告示することについて専決処分する。

令和4年6月28日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈



議案第 44 号

専決処分につき承認を求めるについて

公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて適用する同法施行令第25条の規定により、第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所の職務代理者の変更について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

専第 10 号

専 決 処 分 書

公職選挙法施行令第49条の7の規定により読み替えて適用する同法施行令第25条の規定により、第26回参議院議員通常選挙における期日前投票所の職務代理者を次のとおり変更し、その旨告示することについて別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月1日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈



議案第 45 号

専決処分につき承認を求めることについて

公職選挙法第38条第1項の規定に基づいて、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人の選任について、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

専第 11 号

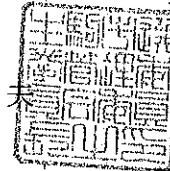
専 決 处 分 書

公職選挙法第38条第1項の規定により、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人に別紙3名を選任することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月4日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈



議案第 46 号

専決処分につき承認を求ることについて

公職選挙法第38条第1項の規定に基づいて、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人の執務時間を変更することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻本 丈夫

専第 12 号

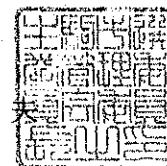
専 決 处 分 書

公職選挙法第38条第1項の規定により、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人の時間帯を変更することについて別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月4日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 文



議案第 47 号

専決処分につき承認を求ることについて

公職選挙法第37条第2項の規定に基づいて、第26回参議院議員通常選挙における投票所管理者を選任及び解任することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻本 丈夫

専第 13 号

専 決 处 分 書

公職選挙法第37条第2項の規定により、第26回参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者を別紙のとおり選任及び解任し、その旨告示することについて専決処分する。

令和4年7月5日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 文



議案第 48 号

専決処分につき承認を求ることについて

公職選挙法第38条第1項の規定に基づいて、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人を解任及び選任することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

専第 14 号

専 決 処 分 書

公職選挙法第38条第1項の規定により、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人を別紙のとおり解任及び選任することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月6日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈



議案第 49 号

専決処分につき承認を求めることについて

公職選挙法第26条の規定に基づいて、第26回参議院議員通常選挙における選挙人名簿に補正登録することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈夫

専第 15 号

専 決 処 分 書

公職選挙法第26条の規定により、第26回参議院議員通常選挙における選挙人名簿に補正登録し、その旨告示することについて別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月7日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 文



議案第 50 号

専決処分につき承認を求ることについて

令和4年6月21日上程の 議案第35号「参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録及び登録の抹消について」を訂正することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻本 丈夫

専第 16 号

専 決 処 分 書

令和4年6月21日上程の 議案第35号「参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録及び登録の抹消について」を、別紙のとおり訂正することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月9日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈



議案第 51 号

専決処分につき承認を求ることについて

公職選挙法第38条第1項の規定に基づいて、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人を解任及び選任することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈 夫

専第 17 号

専 決 処 分 書

公職選挙法第38条第1項の規定により、第26回参議院議員通常選挙における投票所立会人を別紙のとおり解任及び選任することについて、地方自治法施行令第137条第1項の規定により専決処分する。

令和4年7月9日

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻 本 丈



議案第 52 号

選挙人名簿の登録の抹消について

公職選挙法第28条第1項第1号、第2号及び第4号の規定により登録を抹消すべき者の数は次のとおりであり、同条第4号の該当者は告示する。

令和4年7月10日提出

生駒市選挙管理委員会

委員長 辻本丈夫

1 登録を抹消すべき者 別紙のとおり

2 選挙人名簿の登録者数

区分	男	女	計	備考
前回までの登録者数 (A)	45,820	52,218	98,038	
随時抹消者数 (B)	109	91	200	
補正登録者数 (C)	1	1	2	
今回抹消者数 (D)	23	23	46	
(D) の 内 訳	1号事由(死亡・国籍喪失)	23	23	46
	2号事由(転出等)	0	0	0
	4号事由(誤登等)	0	0	0
差引名簿登録者数 (A-B+C-D)	45,689	52,105	97,794	

